

宮崎県民オ一活動4
令和2年11月7日

延岡市長 読谷山洋司 殿

富美山町青葉台不法投棄問題対応の件

特定非営利活動法人宮崎県民オンブズマニア
県北支部所長 黒木紹光
0982(95)0002


題記の件、10月25日付「要請」への回答を頂けませんでした。一方、再三、延岡市が青葉台の完成検査を合格させるという情報が伝わってきます。回答を頂けない理由が、完成検査合格の決定にあるのだとしたら、本件がとんでもない大問題に発展することは避けられません。

つまり、延岡市は、間違いなく、自ら大問題の引き金を引くことになります。私は、そうなることが分っているので、忠告としてお伝えします。私のこのスタンスは、前延岡市長選挙で、市民ファーストを掲げた貴殿に個人的に期待し、延岡市ひいては県北のために貴殿に尽力してもらうために、貴殿を応援したことによる起因しています。

しかし、不法投棄の事実を知りながら、無責任に完成検査合格を決定するなら、それは、選挙公約に反するし、延岡市民及び宮崎県民への背信行為となります。そうなると、貴殿を応援した私は、完全に間違っていたことになります。私だけではなく、私の周囲は皆同じ意見です。

さて、大問題の内容を説明します。まず、不法投棄事実を認識した、もしくは知った上の対応の是非があります。前回説明の通り、私の知人は、2019年1月佐藤氏より不法投棄事実の説明を受けています。また、私は、元コーソクリック運転手を連れて、2019年5月7日貴府を訪れ、貴殿以下多数の職員に不法投棄事実を伝えています。

にもかかわらず、延岡市が不法投棄事実に対して不作為、すなわち黙認するなら、刑事訴訟法第239条第2項「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると料するときは、告発をしなければならない。」に違反し、地方公務員法第29条(懲戒)第2項「職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合」に該当します。さらに、本件不法投棄の黙認行為は、犯人隠避罪(刑法第103条)に該当します。この場合、不法投棄の監督官庁は県ですが、不作為という行為において、監督権限の有無は関係ありません。

また、完成検査合格後、コーソクが不法投棄事実を伏せて土地を販売した場合、詐欺罪が成立しますが、不法投棄事実を知りながら完成検査を合格させて土地販売を支援した延岡市は、民法第719条の2(共同不法行為の賄助)によって、責任を問われることになります。

そして、何よりも、安心安全な市民生活を守ることなく、ブラック企業に迎合した延岡市は、延岡市民及び宮崎県民から、許されない反社会的行為をした行政という烙印を押されることになるでしょう。

YouTubeで配信している10月16日の県との質疑応答を見ればお分かりのように、県とコーソクの癒着は明白であり、県は、完全に犯罪組織化しています。正常化することは、かなり厳しいでしょう。一言で言えば異常ですが、今、延岡市もそうなろうとしています。異常になることは、いつも容易いことです。利権共同体に組み込まれるなら、異常になるチケットを手に入れたも同然です。

しかしながら、その代償は、とても大きく大きいと言わざるを得ません。最終的に、そのつけは、延岡市民、宮崎県民が払わされます。延岡市が、取り返しがつかない過ちを犯さないために、敢えて、ストレートに申し上げました。気分を害されたかもしれません、何卒ご理解ください。

本質的な洞察及び本来の使命感に基づき判断されることをお願い申し上げます。

以上